

【別紙1】

脆弱性評価の結果

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

① 住宅・建築物の耐震化等 【経済課】

- ◇ 法改正により一定規模以上の建築物に対する耐震診断が義務付けられていることなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。特に、公共建築物などに加え一般住宅についても、耐震診断が補助対象となっていることから、早急な耐震診断の実施や診断結果に基づき必要な耐震化を進める必要がある。
- ◇ 平成 22 年度に策定した初山別村耐震改修促進計画の計画期間が経過したことから、建築物の耐震改修の促進に関する法律及び北海道耐震改修促進計画等を勘案し、計画改定を検討する必要がある。
- ◇ 観光施設について、地震による喪失を防ぎ、近年増加している外国人を含む観光客等に対する安全を確保するため、耐震化を進める必要がある。
- ◇ 学校施設、医療施設、社会福祉施設、社会体育施設など不特定多数が集まる施設は、災害時に避難場所や救護用施設として利用されることもあることから、天井の脱落対策やブロック塀等の安全点検・安全対策など、耐震化を一層促進する必要がある。

② 建築物等の老朽化対策 【総務課・経済課】

- ◇ 公共建築物の老朽化対策については、初山別村公共施設等総合管理計画及び個別施設ごとの長寿命化計画等に基づく維持管理や保守、更新等、必要な取組みを進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が見込まれることから、各施設管理者による未策定の個別施設計画等の策定を促進するとともに、トータルコストの平準化を図りながら計画的な維持管理・更新等を行う必要がある。
- ◇ 老朽化した村営住宅の計画的な更新や改善、解体等により、適正な管理戸数を維持する必要がある。
- ◇ 空き家等の増加に伴い、建築物の老朽化による安全性の低下や景観の阻害等の問題が懸念されていることから、空き家増加抑制等に取り組む必要がある。

③ 避難場所等の指定・整備・普及啓発 【企画振興室】

- ◇ 指定緊急避難場所及び指定避難所について、指定された避難所の整備の水準や収容人数、安全性、管理の水準など、その適切性について不断の見直しを行う必要がある。
- ◇ 災害時の速やかな避難所設置・円滑な運営に向けて、避難所に必要な設備の整備を進めるとともに、避難所運営マニュアルに基づく実践的な訓練の実施などにより、「自助」「共助」の取組みが最大限発揮できるよう促すことが必要である。
- ◇ 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所について、開設

状況や避難方法に関して要配慮者への情報伝達体制の構築、福祉避難所の対象者や位置付け等に関する住民への普及啓発に取り組む必要がある。

- ◇ 災害時の避難場所として活用される公共建築物や公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め整備が行われているが、引き続き地域の実情に応じた施設整備を促進する必要がある。

④ 緊急輸送道路等の整備 【企画振興室・経済課】

- ◇ 救急救援活動等に必要緊急輸送道路や避難路について、国や道と連携を図り、整備を推進する必要がある。

【指標】

指標名	現状値
公営住宅の耐震化率	70% (R2)
小中学校の耐震化率	100% (R2)
社会福祉施設の耐震化率	100% (R2)
社会体育施設の耐震化率	100% (R2)
指定緊急避難場所の指定状況	27箇所 (R2)
指定避難所の指定状況	21箇所 (R2)
福祉避難所の指定状況	1箇所 (R2)

1-2 土砂災害による死傷者の発生

① 警戒避難体制の整備等 【企画振興室】

- ◇ 洪水・土砂災害予測図を含む防災地図を平成 30 年度に作成し、住民に配布しているが、今後は、土砂災害警戒区域等の指定について道と連携するとともに、指定状況に合わせて土砂災害ハザードマップを更新していく必要がある。また、ハザードマップ更新に伴う住民への周知や避難の実効性を高めるためのわかりやすい情報発信などを行い、警戒避難体制の整備を促進する必要がある。

② 砂防設備等の整備、老朽化対策 【経済課】

- ◇ 建設後相当の年月が経過した砂防関係施設の修繕・改築による機能確保、土砂災害のおそれがある箇所における砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設等の未整備箇所について、適切な整備と維持管理を国・道に要望していく必要がある。
- ◇ 山地災害危険地区における治山ダムなどの治山施設について、今後、老朽化が進んでいくことから、国・道に要望し、長寿命化の取組みや計画的な更新等を促進するとともに、周辺森林において、災害に強い森林づくりを進める必要がある。

【指標】

指標名	現状値
土砂災害警戒区域指定数	29 箇所 (R2)
うち土砂災害特別警戒区域指定数	19 箇所 (R2)
土砂災害ハザードマップ作成状況	作成済 (H30)

1-3 大規模津波等による死傷者の発生

① 津波避難体制の整備 【企画振興室】

- ◇ 津波浸水予測図を含む防災地図を平成 30 年度に作成し、住民に配布しているが、今後は、新たな津波浸水想定が設定されるなどの情勢変化に応じ、津波避難計画とともに見直しを行い、住民に周知していく必要がある。

② 海岸保全施設等の整備 【経済課】

- ◇ 低気圧や台風の大規模化に伴う波浪による越波被害や浸水被害の発生が地域住民の安全安心な生活を脅かしており、また、建設後相当の年月を経過した施設が多いことから、津波や高潮等による被害を最小限に抑えるため、海岸保全施設の計画的な整備を国・道に要望していく必要がある。

【指標】

指標名	現状値
津波ハザードマップ作成状況	作成済 (H30)
津波避難計画作成状況	作成済 (H24)

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水に伴う死傷者の発生

① 洪水・内水ハザードマップの作成 【企画振興室】

- ◇ 洪水・土砂災害予測図を含む防災地図を平成 30 年度に作成し、住民に配布しているが、今後は、新たな洪水浸水想定が設定されるなどの情勢変化に応じ、洪水ハザードマップを更新するとともに、ハザードマップの普及及び防災訓練の実施を促進する必要がある。
- ◇ 近年の浸水被害をきっかけに、新たに内水ハザードマップの必要性の認識が高まっていることから、内水ハザードマップ作成について検討する必要がある。

② 河川改修等の治水対策 【経済課】

- ◇ 村及び道では、それぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤、放水路の整備、洪水を一時的に貯留するダムや遊水地の整備などの治水対策を行ってきたが、進捗途上であり、近年大雨災害で被害を受けた河川や住宅地付近を流れる河川等の改修に重点化するなど、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。
- ◇ 樋門・樋管、ダム、排水機場等の河川管理施設については、必要な治水機能をそれぞれに確保するため、老朽施設の補修等を計画的に行っているが、老朽施設が増加している状況にあることから、長寿命化対策の一層の推進を図るなど、優先順位を考慮した計画的な老朽化対策や施設の適切な維持管理が必要である。
- ◇ 近年頻発するゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、排水ポンプ場や雨水管渠などの施設整備を進める必要がある。

【指標】

指標名	現状値
洪水ハザードマップ作成状況	作成済 (H30)

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

① 暴風雪時における道路管理体制の強化 【経済課】

- ◇ 各道路管理者の連携によるパトロール等により、道路の危険箇所や除雪状況などの情報の把握と共有を行っているが、今後も各道路管理者が連携して、住民や外国人を含む観光客等に、通行規制や復旧見込みの情報などをきめ細やかに提供する必要がある。
- ◇ 各道路管理者においては、道全体で、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心とする防雪柵や雪崩予防柵など必要な防雪施設の整備が重点的に進められているが、今後、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所が生じる可能性もあることから、一層効果的な整備に努める必要がある。

② 除雪体制の確保 【経済課】

- ◇ 各道路管理者（国、道、市町村）において管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情のほか、除雪機械の老朽化、除雪の担い手不足、排雪の堆積場の確保など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

【指標】

指標名	現状値
道路防災総点検における防雪に関する道路の要対策箇所の対策率	33% (R2)
除雪車両台数	4台 (R2)

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

① 積雪寒冷を想定した避難所等の対策 【企画振興室】

- ◇ 積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件下での災害を想定し、停電時でも使用可能な暖房器具や発電機、水道凍結時でも使用可能なトイレの備蓄整備などに努め、民間事業者とも連携しながら避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。
- ◇ 道では、断熱材や内窓の追加、風除室を備えた北海道仕様の仮設住宅の建設に取り組んでいるが、建設後の検証など、北海道の積雪寒冷に対応した応急仮設住宅について、道に協力する必要がある。

【指標】

指標名	現状値
毛布類の備蓄状況	150 枚 (R2)
非常用発電機の備蓄状況	16 台 (R2)
暖房器具の備蓄状況	32 台 (R2)

1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

① 関係機関の情報共有化 【企画振興室】

- ◇ 現在、道内における関係行政機関の防災情報の共有化等が進められているが、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を維持する必要がある。
- ◇ 河川等の監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報をリアルタイムで共有する各種システムが運用されているが、迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、今後も関係機関と連携しながら効率的な活用を図る必要がある。
- ◇ 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムを Lアラートと連動させた運用により、道との情報共有が図られ、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信連絡訓練等によりシステムの操作方法等の習熟を図る必要がある。
- ◇ 災害時の行政間の通信回線を確保するため、道の本庁と道出先機関、道内市町村とを結ぶ総合行政情報ネットワークにおける通信基盤の計画的な更新と停電時を想定した対策や、被災による優先系統の通信不能時に情報伝達が可能な衛星携帯電話の整備など、災害関連情報を確実に収集し、関係機関と共有するために必要な情報基盤の整備の推進・促進を検討しておく必要がある。

② 住民等への情報伝達体制の強化 【企画振興室】

- ◇ 国の避難勧告等に関するガイドラインが改正されたことから、避難勧告等の判断・伝達マニュアルを見直すなど、道と連携しながら、避難勧告等の発令基準を改定する必要がある。
- ◇ 避難勧告等の住民への情報伝達に関し、予期せぬトラブルにより障害が生じる事態を想定し、住民等への災害情報の伝達に必要な防災行政無線のデジタル化や防災等に資する公衆無線 LAN の整備を推進するとともに、北海道防災情報システムと Lアラート（災害情報共有システム）の連携強化、職員の操作力の向上などを図るなど、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。
- ◇ 災害時における適切な住民安否情報の収集・提供のため、自治会や自主防災組織など地域住民が相互に連携し、避難行動要支援者名簿を活用するなど、国が改修を予定している国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。

③ 外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策 【企画振興室・住民課・経済課】

- ◇ 災害発生時において、外国人を含む住民や観光客の安全を確保し、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導などを行うため、多言語による災害情報の提供や相談対応の強化など、関係機関と連携した受入体制の整備が必要である。また、災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、英語表記やピクトグラム表記の案内標識等の検討が必要である。

- ◇ 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援を迅速かつ適切に行うために作成している避難行動要支援者の名簿について、災害時に、自治会や自主防災組織など地域住民が名簿を活用して避難が進むような体制の整備が必要である。

④ 地域防災活動、防災教育の推進 【企画振興室】

- ◇ 自治会等を活かして自主防災組織の設立に取り組んでいるが、地域防災活動を実践できるリーダーの養成や地域コミュニティの活性化による地域防災力の向上に向けた取組みが必要である。
- ◇ 防災教育の推進に向けては、関係機関や団体等と連携し、多様な担い手の育成を図りながら、災害から命を守るための「自助」の意識醸成を図るため、あらゆる機会を活用して厳冬期も想定した防災教育や啓発に取り組む必要がある。
- ◇ 学校教育においては、防災教育啓発資料等の配布や「1日防災学校」などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組みを進めているが、今後、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層効果的な取組みを行う必要がある。

【指標】

指標名	現状値
避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況	策定済 (H28)
防災行政無線のデジタル化率	未整備 (R2)
自主防災組織活動カバー率	25% (R2)
学校での防災授業の実施	2校実施 (R2)

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

① 物資供給等に係る連携体制の整備 【企画振興室】

- ◇ 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、道、他市町村、民間企業・団体等との間で応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の実効性を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに、防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。
- ◇ 関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備とボランティア支援をコーディネートする人材の育成を促進するとともに、災害時における円滑なボランティア支援を行うため、災害対策本部やボランティア関係者、関係機関等との情報共有が十分に図られる体制構築が必要である。

② 非常用物資の備蓄促進 【企画振興室】

- ◇ 財政負担の軽減にも配慮しながら、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組みを推進するほか、要配慮者向け物資等の備蓄や支援物資に係る協定の重要性の周知とその充実を図っていく必要がある。
- ◇ 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、最低3日分、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源を確保することが重要であることから、自発的な備蓄等を促進するための啓発活動に取り組む必要がある。
- ◇ 自治会や自主防災組織においては、非常時に持ち出すには困難な物資について、備蓄方法を検討するなど、地域における備蓄体制を構築する必要がある。

【指標】

指標名	現状値
防災関係の協定件数	10件 (R2)
食料（アルファ化米）の備蓄状況	1,200食 (R2)
飲料水の備蓄状況	240本 (R2)

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

① 防災訓練等による救助・救急体制の強化 【企画振興室】

◇ 村に係る防災関係機関で構成する初山別村防災会議を中心とする地域防災計画の推進や各種防災訓練、道の防災総合訓練などを通じて関係行政機関の連携を図っており、今後も、防災訓練などの機会を通じて消防、警察、自衛隊などと関係機関相互の情報共有・連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

② 自衛隊体制の維持・拡充 【総務課】

◇ 東日本大震災時には、陸上自衛隊北部方面隊から最大1万3千人（延べ83万人）の人員が被災地に派遣されるなど、被災地支援に大きな役割を担ったところであり、近年、頻発・激甚化する大規模自然災害に備え、自衛隊が果たしうる役割や訓練環境に優れた道の地理的特性等を踏まえ、道内各地域に配備されている部隊、装備、人員の確保など、道の自衛隊体制の維持・拡充に向けた取組みへの協力を図る必要がある。

③ 救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備 【総務課】

◇ 消防救急無線のデジタル化が完了しているが、消防の災害対応能力強化のため、消防機関における情報基盤の計画的な整備・維持管理や災害用資機材の整備を促進するとともに、消防団の装備の充実を図る必要がある。

【指標】

指標名	現状値
消防団員数	57人（R2）
防災訓練の実施回数	0回（R2）

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

① 保健衛生機能等の充実 【住民課】

◇ 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、平時から感染症のまん延防止を図るため、定期的な予防接種の実施や避難場所における汚水対策など、災害時における防疫対策を推進する必要がある。

② 避難所等の生活環境の改善、健康への配慮 【企画振興室】

◇ 避難所における良好な生活環境を確保するため、避難者の健康面に配慮した食事の提供や段ボールベッドなど生活環境の改善に必要な備品等の整備を進めるとともに、トイレ環境の向上や新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえた避難所運営を図ることが必要である。また、車中など避難所以外への避難者への対応を検討する必要がある。

③ 被災時の保健医療支援体制の強化 【企画振興室・住民課】

◇ 災害時の医療確保のため、平時から村内外の医療機関や道、医師会、日本赤十字社等の関係機関との間で、災害時医療に係る支援体制の構築を図るとともに、必要な医薬品・医療資機材の確保に努める必要がある。

④ 災害時における福祉的支援 【企画振興室・住民課】

◇ 災害時において、避難生活中における生活機能の低下等の防止等を図るため、官民協働による体制を構築し、要配慮者に対する福祉支援を実施するとともに、被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や人的・物的支援をさらに充実する必要がある。

【指標】

指標名	現状値
予防接種法に基づく予防接種（麻しん・風しんワクチン）の接種率 第1期	100%（R元）
予防接種法に基づく予防接種（麻しん・風しんワクチン）の接種率 第2期	100%（R元）
非常用使い捨てトイレの備蓄状況	1,100個（R2）

3 行政機能の確保

3-1 村内外における行政機能の大幅な低下

① 災害対策本部機能等の強化 【企画振興室】

- ◇ 被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など災害対策本部に係る運用事項を災害発生時の職員初動マニュアルの中で規定しているが、今後、訓練などを通じ、職員の参集や応援職員の受入体制、各班相互の連携、報道対応などを含む本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。
- ◇ 地域防災計画の見直しや業務継続計画における業務継続に関する重要要素の未策定箇所を策定、職員への研修、訓練などを通じ、災害対策本部体制の機能強化、職員の災害対応能力の向上を図る必要がある。
- ◇ 消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導など重要な役割を担っているが、団員数の減少や高齢化がみられるため、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動への理解と参加の促進を図る必要がある。
- ◇ 災害対応の拠点となる行政機関の施設については、非常用電源設備の整備と概ね 72 時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄をしておく必要がある。また、停電時には、被災者に対し庁舎等を開放し、電源の提供に努める必要がある。
- ◇ 大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応など防災拠点としての業務を継続するため、庁舎等の行政施設の耐震化を図る必要がある。

② 行政の業務継続体制の整備 【企画振興室・総務課】

- ◇ 職員が被災し、人材や資源が制限される状況で、被害の影響を最小限にとどめながら優先度の高い業務を維持・継続していくため、業務継続計画における業務継続に関する重要要素の未策定箇所を策定するとともに、行政の業務継続体制の持続的改善に努める必要がある。
- ◇ 業務遂行の重要な手段として利用されている ICT 機器や情報通信ネットワークの被災に備え、ICT 部門の業務継続計画に基づき、災害時においても、業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持・継続する必要がある。

③ 広域応援・受援体制の整備 【総務課】

- ◇ 他の自治体から円滑に応援職員を受け入れるため、あらかじめ依頼すべき業務等の明確化や非常時優先業務等の選定を行うなど、受援体制を構築するとともに、他の自治体への応援に際しても、職員の研修や活動に必要な事務機器等の準備など、事前に応援体制を検討しておく必要がある。

【指標】

指標名	現状値
災害対策本部を設置する庁舎等の耐震化の状況	未実施 (R2)
業務継続計画の策定状況	防災計画に記載 (H28) (未策定部分あり)
ICT 部門の業務継続計画の策定状況	策定済 (H28)

4 ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

① 再生可能エネルギーの導入拡大 【企画振興室】

- ◇ 再生可能エネルギーは、大規模自然災害等により既存エネルギーの生産基盤が打撃を受けた場合の代替機能としても期待できることから、公共施設の建て替え時における再生可能エネルギー設備の導入などについて検討する必要がある。

② 石油燃料供給の確保 【企画振興室】

- ◇ 災害時における業務に使用する車両や施設、避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、留萌地方石油業協同組合との間で協定を締結しており、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

【指標】

指標名	現状値
再生可能エネルギーを導入した公共施設数	0 (R2)
災害時の石油燃料供給に関する協定締結数	1 件 (R2)

4-2 食料の安定供給の停滞

① 食料生産基盤の整備 【経済課】

◇ 道の農水産業は高い食料供給力を持っており、大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、道内のみならず全国の食料需給に甚大な影響を及ぼすことが危惧されるとともに、平時だけでなく、道外での大規模災害時においても、被災地をはじめ全国への食料供給を安定的に行うという重要な役割を担うことが求められる。その一端を担う本村の農水産業においても、こうした事態に備え、耐震化や津波対策、老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設、漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

② 農水産業の体質強化 【経済課】

◇ 農水産業は、担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、将来にわたって食料を安定的に供給していくためには、経営安定対策や担い手の育成確保のほか、新たな技術の活用など、農水産業の持続的な発展につながる取組みを効果的に促進する必要がある。

③ 地場産食料品の販路拡大 【経済課】

◇ 大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても一定の生産量を確保していくことが必要であり、食の高付加価値化とブランド化などによる販路の開拓・拡大など、食関連産業のさらなる成長につながる取組みに努める必要がある。

④ 地場産農産物の産地備蓄の推進 【経済課】

◇ 国では、不作時等の緊急時に備えるため、米などの主要穀物の備蓄が行われているが、災害時には、米以外の農産物の供給も課題となることから、こうした事態に備え、雪氷冷熱等を利用した産地における農産物の長期貯蔵など、農産物の円滑な供給に資する取組みを促進する必要がある。

【指標】

指標名	現状値
農業販売額	1,141,257千円 (R元)
漁業生産高	352,736千円 (R元)
農業従事者数	156人 (R2)
漁業従事者数	28人 (R2)

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

① 水道施設等の防災対策 【経済課】

- ◇ 災害時においても給水機能を確保するため、配水池や配水管路、貯留施設、浄水場など水道施設の耐震化や浸水対策、老朽化対策が進められており、今後、更新期を迎える施設については、施設の重要度や劣化度合のほか今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を推進することが必要である。
- ◇ 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、緊急時の給水拠点の確保を図るため、耐震性貯水槽や緊急遮断弁、送水管の多重化などの施設整備や応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

② 下水道施設等の防災対策 【経済課】

- ◇ 農業集落排水処理施設については、毎年計画的なメンテナンスを行っているが、電機・機械設備の更新時期を迎えることから、計画的な設備更新や耐震化、長寿命化等に努める必要がある。
- ◇ 浄化槽については、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

【指標】

指標名	現状値
水道の基幹管路の老朽化	対策済 (R2)
水道施設更新計画策定状況	検討中 (R2)
下水道ストックマネジメント計画の策定状況	策定済 (R2)
農業集落排水施設の長寿命化計画策定状況	策定済 (R2)
浄化槽のうち合併処理浄化槽の設置率	(村設置施設) 100% (R2) (個人) 83% (R2)

4-4 村外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

① 道内交通ネットワークの整備 【企画振興室・経済課】

- ◇ 大災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であることから、道及び管内市町村と連携して、越波や視程障害を招く猛吹雪、豪雨による土砂災害等に伴う交通障害が地域に多大な影響を与え国道 232 号の整備を国に要望するとともに、地域間を連結する緊急輸送道路や避難路等のネットワーク化を進める必要がある。

② 道路施設の防災対策等 【経済課】

- ◇ 落石や岩石崩落などの道路防災総点検の結果に基づき、道内の要対策箇所について、対策工事が行われているところであるため、必要に応じて関係機関に整備を要望するとともに、橋梁の耐震化についても、災害時に重要となる避難路上などの橋梁な重点的な対策工事の実施など、計画的な整備を行う必要がある。
- ◇ 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、初山別村橋梁長寿命化修繕計画等に基づき、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を推進・促進する必要がある。
- ◇ 農産物流通の向上など農業利用を目的に整備された農道・農道橋については、農山村地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、農道橋など農道施設の点検・診断結果に基づく機能保全対策を適切に推進する必要がある。
- ◇ 森林施業等の効率的な実施を目的に整備された林道、林道橋については、一部が生活道路や緊急時の迂回路などの機能を有していることから、施設点検・診断に基づく機能保全対策を適切に推進する必要がある。

【指標】

指標名	現状値
道路等の点検率	100% (R2)
橋梁の点検率	100% (R2)
橋梁の予防保全率	45% (R2)
橋梁の補修状況	50% (R2)

5 経済活動の機能維持

5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

① 企業の事業継続体制の強化 【企画振興室・経済課】

- ◇ 北海道胆振東部地震をはじめ、自然災害が頻発・激甚化する中、中小企業の事業継続計画の策定を促進するため、道や関係機関の実施する事業等を活用して、企業の防災・減災・事業継続についての意識醸成を図るほか、計画策定を希望する企業を支援する必要がある。

② 被災企業等への金融支援 【経済課】

- ◇ 国・道では、災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施しており、こうしたセーフティネット策を村内企業等に普及促進するとともに、村による融資制度の実施や、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組みへの支援についても検討する必要がある。

【指標】

指標名	現状値
村内企業における事業継続計画策定支援件数	0件 (R2)

6 二次災害の抑制

6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

① ため池の防災対策 【経済課】

- ◇ 大規模地震や豪雨等を起因としたため池の決壊などによる二次災害を防止するため、ため池の点検・診断結果に基づく必要な対策の推進とともに、浸水予測図に基づき更新した防災重点ため池のハザードマップについて、住民に周知する必要がある。
- ◇ 農業用ため池の所在や管理状況について、農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づき適切に把握することにより、農業用水の供給機能の確保と決壊による被害防止を図る必要がある。

【指標】

指標名	現状値
防災重点ため池のハザードマップの策定状況	策定済（H30）

6-2 農地・森林等の荒廃による国土の荒廃

① 森林の整備・保全 【経済課】

- ◇ 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- ◇ 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

② 農地・農業水利施設等の保全管理 【経済課】

- ◇ 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

【指標】

指標名	現状値
村有林における多様な森林に誘導する人工林の面積	105ha (R 元)
農地・農業水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数	3 組織 (R2)

7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

① 災害廃棄物の処理体制の整備 【企画振興室】

- ◇ 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理の具体的な対応を定めた災害廃棄物処理計画を策定するとともに、村単独で災害廃棄物処理に対処できなくなった場合に備え、関係機関との相互協力支援体制の構築を図る必要がある。

② 地籍調査の実施 【経済課】

- ◇ 村内の地籍調査の進捗率は 83%で、緊急に地籍を明確にすべき地域の地籍調査は完了しているが、今後も、災害後の迅速な復旧・復興を進めるため、土地境界の把握に必要な地籍調査を進める必要がある。

【指標】

指標名	現状値
災害廃棄物処理計画の策定状況	未策定 (R2)

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

① 災害対応に不可欠な建設業との連携 【企画振興室・経済課】

- ◇ 村と初山別建設協会において、災害時における応急対策業務に関する協定を締結しているが、大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助のための障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

② 行政職員の活用促進 【企画振興室】

- ◇ 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定に基づき、道及び道内市町村の職員派遣による相互応援体制が確立されているが、災害からの復旧・復興期における応援・受援体制についても構築を検討する必要がある。

③ 地域コミュニティ機能の維持・活性化 【企画振興室】

- ◇ 村全体としては、地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を図る必要がある。
- ◇ 人口減少と高齢化に伴い生活機能の低下や交通手段の不足などの問題が生じている集落については、集落機能の維持・確保に向けて、地域の実情に即した集落対策を実施する必要がある。

【指標】

指標名	現状値
村内建設業就業者の就業割合	3.8% (H28)